

市役所窓口でのキャッシュレス決済がはじまります

市では、窓口利用者の利便性の向上を図るとともに、非接触決済による新型コロナウイルス感染症対策のため、キャッシュレス決済サービスを開始します。

- 1 サービス開始日
令和3年4月1日（木）
- 2 対象窓口
第1庁舎（フォーシーズンズ志木・マルイファミリー志木8階）
…総合窓口課、課税課、収納管理課
※環境推進課（第2庁舎）、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所（仮設）についても、
4月後半以降順次サービス開始予定
- 3 対象となる手数料
①住民票など住民記録に関する証明書
②戸籍謄抄本など戸籍に関する証明書
③市税に関する証明書
④犬の登録に関する手数料
⑤粗大ごみの収集に関する手数料
※納入通知書を使用する手続きにはキャッシュレス決済は利用できません。
※④・⑤は、環境推進課、各出張所でのサービス開始後
- 4 利用可能なキャッシュレスサービス
①クレジットカード
VISA・Master Card・JCB・American Express・Diners Club・Discover Card・銀聯
②電子マネー
楽天Edy・交通系ICカード（Suica・PASMOなど）・nanaco・WAON・QuicPay
③QRコード決済
SmartCode対応サービス（メルペイ・LINE Pay・auPAY・FamiPayなど）
④デビットカード決済
J-debit・銀聯

記者発表資料
令和3年3月31日
市民生活部総合窓口課
担当者／課長 細谷 高史
電話番号／048-473-1111
内線2132
志 木 市